

福井県西塚古墳出土遺物の来歴調査について

清喜裕二

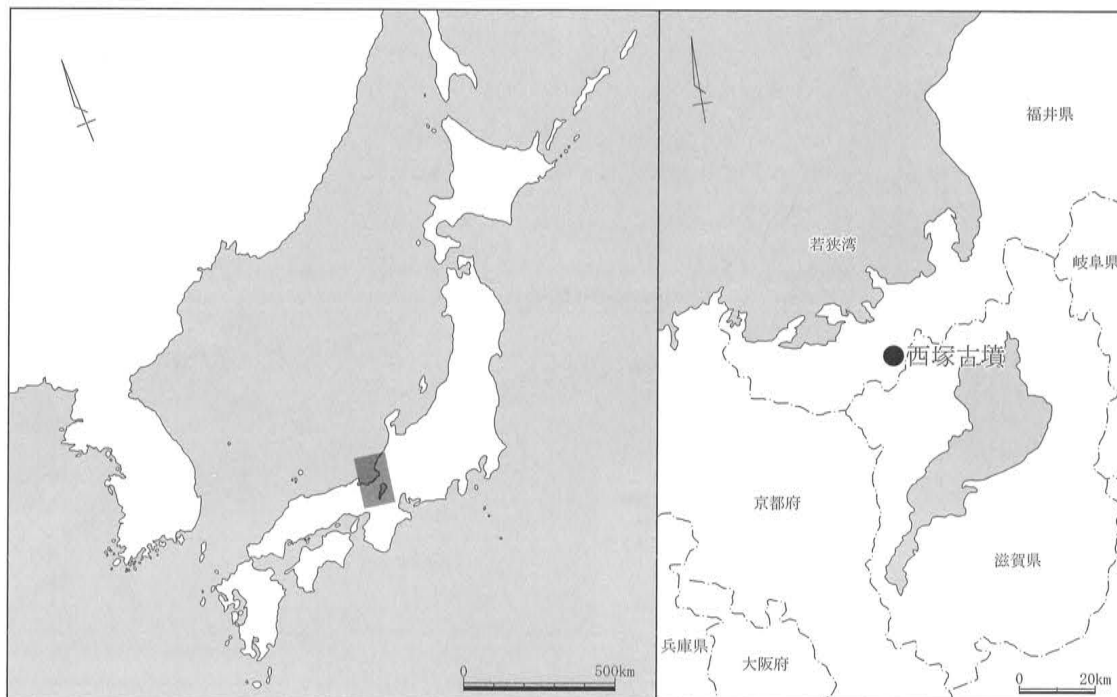
はじめに

西塚古墳は、福井県三方上中郡若狭町（旧遠敷郡上中町）脇袋に所在する（第1図）。周辺の調査結果から全長約74mに復元される前方後円墳で、膳部山麓の西方を「八」字状に開いた緩やかな斜面上に、7基の古墳が展開する脇袋古墳群の一角を占める（第2図、図版2-1、5-1）。古墳群は南北をほぼ左右対称にのびる尾根の間に収まっており、地形的にも完結する墓域として見事な景観を呈している。

大正5年（1916）8月に国鉄小浜線の敷設工事に伴い墳丘からの土砂採取が行われ、その過程で後円部から石室が発見された⁽¹⁾。その際に石室内から出土した遺物が諸陵寮⁽²⁾へ収蔵され、戦後は書陵部所蔵品となり、現在に至っている。

出土遺物については、これまで幾つかの文献で紹介されたり、あるいは研究資料として論文等で利用されることがあったが、実測図の作成は一部が行われるに留まっていた。そのため、本誌第49号において、筆者は実測図の作成に主眼をおいた資料紹介を行った（清喜1997）。そして、その段階で西塚古墳出土とされていたものの中から、混入品であることが確実と考えられるものが見出されたため、その遺物については指摘をした。しかし、その他については遺物に即して見る限りにおいて、特別に混入を疑わせるようなものは認められなかったことから、その時点までの出土地分類に従い、西塚古墳出土とされていたものについてはそのまま報告を行った。よって、他に混入品があるか否かについての検討は懸案として残ったままとなっていた。

そのような中、平成19年に西塚古墳の所在する福井県三方上中郡若狭町歴史文化館で開館記念特別展が開催され、書陵部から出土遺物の貸出・展示が行われた。併せて、若狭町からは、出土遺物のほかに調査当時に現地で作成された書類、及びその後の関係書類が展示されて、何かしら出土遺物に関する情報が含まれていることが期待された。



第1図 西塚古墳 概略位置図（1/25,000,000、1/2,000,000）

そこで、現地に残る関係書類を基に、主として諸陵寮への収蔵の経過を辿り、現所蔵品と比較検討を行うための調査計画を企図した。そして、平成20年2月に陵墓出土品(陵墓出土品以外の当部所蔵品も含む)関連資料調査の一環として、若狭町歴史文化館において調査を実施した。

調査対象資料は、以下の2点である。

『古墳調査書類』、遠敷郡瓜生村役場、大正5年。

『磐鹿六雁尊御墳墓確認請願書』、福井県遠敷郡瓜生村脇袋塚起陵同盟会、昭和8年。

調査にあたっては、若狭町歴史文化館ならびに同館の永江寿夫氏には、多大なご協力をいただいた。また、本報告に掲載した写真等の一部には若狭町教育委員会所蔵資料を撮影したもの、あるいは提供を受けたものを使用している。これらの使用にあたってご配慮いただいた。記して感謝申し上げます。

ちなみに、当庁の文書の中に西塚古墳出土遺物収蔵に関わる資料は確認されていない。

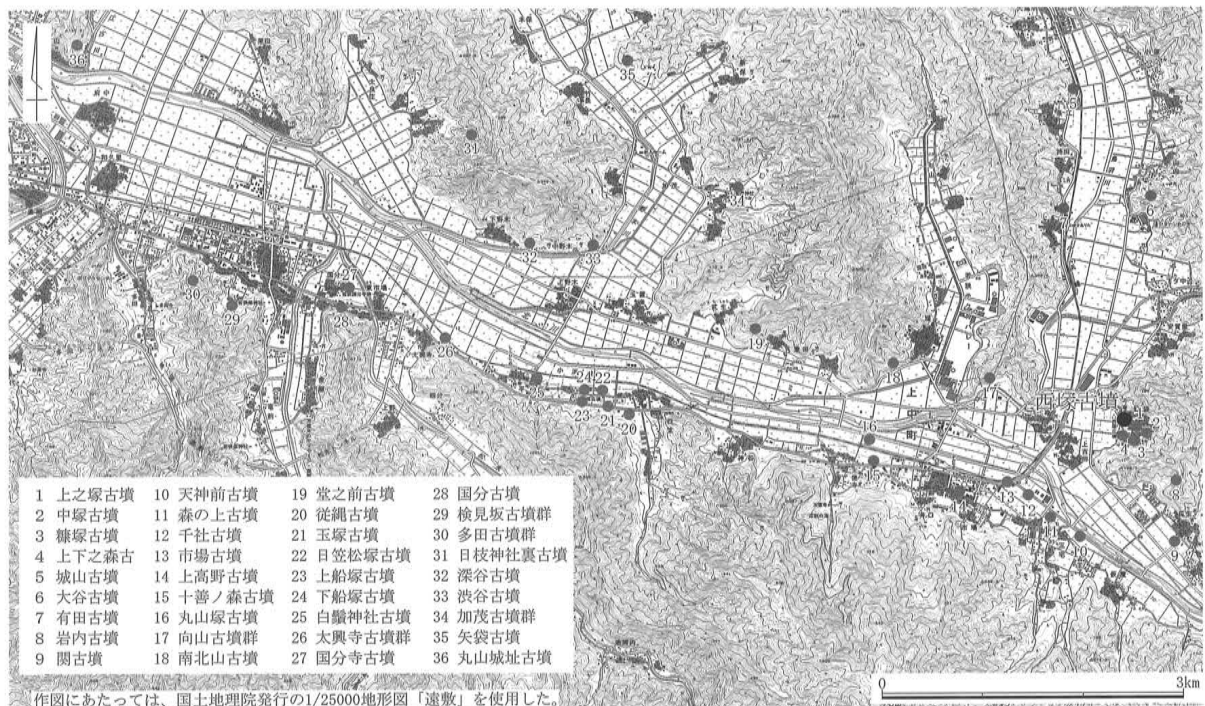
以下は、上記のような経緯のもとに実施した調査と書陵部所蔵品の検討を通して、西塚古墳出土遺物の中から混入の疑いのあるものを抽出し、本来の構成について復元することを目的とした調査報告である。

西塚古墳出土遺物については、本誌第49号の報告時点で出土遺物の状態などにより実測を控えたものもあったが、平成16年度には保存処理を実施して追加で実測を行ったものがある。また、その際の整理作業の過程において、先の報告に漏れていた遺物で新たに確認されたものもあるので、それらについても、この機会に併せて報告を行うこととして、前回報告の補遺としたい。

なお、保存処理に伴う整理作業と追加の実測図作成にあたっては、陵墓調査室の加藤一郎室員の労に負うところが大きい。

1 調査から出土遺物の収蔵・国史跡指定に至る経過について

西塚古墳は、地元からの請願により陵墓治定の可否が検討されたようであるが、最終的には陵墓への治定は見送られ、昭和10年に国史跡に指定されて現在に至っている。また、明治14年に宮内省で定められた方針により、主として明治～大正期には古墳の出土遺物が陵墓の考証のための参考資料とされ、必要に応じて購入されていた³⁾。西塚古墳出土遺物もこの方針の延長線上で、当時の諸陵寮にもたらされたものである。そのため、結果的に陵墓に治定されることはなかったが、戦後書陵部に引き継がれたものである。



第2図 西塚古墳 周辺古墳位置図 (1/75,000)

石室の発見・調査から国史跡指定までの期間は、大きく前半と後半に分けられる。この間の関連事項を『古墳調査書類』などの関連文献をもとにして時系列で整理したのが表1である。

〔前半〕 大正5年8月に始まる西塚古墳の土砂採取から、大正7年7月に2度目の調査が実施されるまでの約2年間。各種調査の実施、出土遺物の諸陵寮への送付、古墳の現状保存が図られた。この間、宮内省関係者としては、増田于信・鎌田正憲が現地を訪れているようである⁽⁴⁾。

〔後半〕 昭和8年の『磐鹿六雁尊御墳墓確認請願書(以下『請願書』と略記)』の作成から昭和10年の国史跡指定までの約3年間。陵墓治定を希望する地元からの請願をきっかけに陵墓治定の可否を検討したが、結果的に治定は見送られた。一方、明治7年の太政官達、同13年の宮内省達にもとづき、西塚古墳は

表1 西塚古墳の調査から出土遺物の収蔵、国史跡指定に至る経過

年月日	事項
大正5年(1916)8月	国鉄小浜線工事に伴い、西塚古墳で土砂採取を開始。
同 年 9月8日	後円部で石室が露出したため作業中止。当時、遠敷郡を訪れていたと考えられる宮内省御用掛、考證課長増田于信が地元の依頼を受け実地踏査。
同 年 10月11・12日	増田の委嘱を受け、県で調査を実施。立会官公吏に上田三平(師範学校教諭)の名。出土遺物は12日のうちに近隣村民の拝観に供する。その後、13日朝までに瓜生村長から小浜警察署長に引き渡し。諸陵寮へ送付。『古墳調査書類』の作成。 →絵葉書の写真は、この陳列時に撮影したものである可能性が高い。
同 年 11月5日	上田三平により『考古学雑誌』第7巻第4号(上田1916)に調査の報文が掲載される。
大正6年(1917)5月18日	左の日付で宮内省諸陵寮から西塚古墳出土遺物の受領書が出る(表3)。 →受領書の元となる受け入れ時の公文書等は現在確認できていない。
同 年 5月29日	左の日付で宮内省から西塚古墳墳丘残存部の保存に関する通達が出される。 →通達自体は未確認。内容の一部が(上田1933)において引用されている。
同 年 8月30日	京都帝国大学教授濱田耕作(福井県史蹟勝地調査顧問)、福井県師範学校教諭上田三平(福井県史蹟勝地調査常任委員)が西塚古墳を実地調査。上船塚、下船塚両古墳も併せて調査。
大正7年(1918)6月14日	遠敷郡役所第1課長から瓜生村長に通知。宮内省から西塚古墳を保存する旨、通知のあったことが伝達される。これに伴い上田三平が派遣されることとなる。
同 年 7月	西塚古墳の保存工事(7月21日より1週間。石室内に小石を充填)に伴い、上田三平が再度調査。新たな遺物(鈴付鏡板付簪1点、鉄鏃1塊、直刀破片)が出土。 →この時の遺物は現在西塚古墳出土遺物の中には含まれていない。追加で諸陵寮に送られることはなかったと考えられる。現在も所在不明。
	大正5～7年の間に、宮内省諸陵寮考證掛鎌田正憲も実地調査を実施している。 →大正5年の増田于信に同行か否かは不明。
	この間、動きなし(瓜生村旧蹟調査書作成はこの間か?)
大正11年(1922)7月19日	遠敷郡役所第1課長から瓜生村長に通知。内務省史蹟名勝天然記念物調査会委員黒板勝美が8月6日に若狭国分寺址及び古墳の調査のため出張するので対応を依頼。
	この間、動きなし(瓜生村旧蹟調査書作成はこの間か?)
昭和8年(1933)1月23日	『磐鹿六雁尊御墳墓確認請願書』の作成。 →陵墓治定を請願。
昭和9年(1934)7月5日	左の日付社兵第606号で福井県学務部長から瓜生村長に通知。宮内省から請願内容の確認がとれないため、陵墓への治定は困難である旨、通知のあったことが伝達される。
同 年 7月9日	左の日付社兵第4712号で福井県学務部長から瓜生村長に通知。宮内省諸陵寮から、本件古墳は史蹟としての保存がしかるべき方法である旨、通知のあったことが伝達される。
同 年 7月18日	脇塚塚起陵同盟会各委員に県からの通牒が回付される。
昭和10年(1935)6月27日	左の日付で史蹟指定の申請
同 年 12月24日	左の日付発宗227号で文部省宗教局長から福井県知事に通知。史蹟名勝天然記念物指定ニ関スル件官報12月24日文部省告示第427号を以て指定。指定されたのは、西塚・上ノ塚・中ノ塚・上船塚・下船塚の各古墳。

既に保存の対象となっていたが、新たに史跡としての保存方針を打ち出したようであり、最終的に国史跡として指定されている。この時期の陵墓治定と国史跡指定に関する在り方のひとつとして注目される。

なお、前半から後半に至る間、大正7年後半～昭和7年までの約15年間は、大正11年に黒板勝美氏により若狭での古墳・国分寺址の調査が実施されたようであるが、西塚古墳が関係していたか否かは不明である。全体として動きが認められない空白期間である。

2 出土遺物の構成の復元

(1) 写真との対応関係

図版6、7に掲げる4枚の遺物写真は、出土直後に撮影され絵葉書となったものである⁽⁹⁾。『古墳調査書類』によると、遺物は調査の翌日には瓜生村長から小浜警察署長に引き渡されていることから、写真はそれまでに撮影されたと考えられる。図版6-2ならびに図版7-2の遺物集合写真は、何かしらの台に並べたような状態にあるため、『古墳調査書類』にみえる近隣村民の拝観に供した時(表1)の状況を撮影したものである可能性が高い。

よって、記録のタイミングが早く、文字や絵図など人の手が加わることによる錯誤の可能性もないため、出土遺物同定にあたってはもっとも信頼に足る資料である。つまり、写真に写っている資料については、西塚古墳出土遺物として確定できるということである。

現在の所蔵資料⁽⁹⁾を図版6、7で確認してみると、遺存状況から以下の3種類に分けられる。

① 出土時と比較して形状がよく維持されており、一見して資料が特定できるもの

図版6-1：神人歌舞画像鏡(図版2-2)

図版6-2：鉄地金銅張剣菱形杏葉(図版2-4)、鉄地金銅張辻金具、変形三獣鏡、ガラス勾玉、碧玉製管玉、緑色凝灰岩製管玉(玉類は図版2-3)、金銅製帯金具、金製耳飾、銀鈴、銅鈴

図版7-1：小札鋳留衝角付冑(図版2-5)

図版7-2：鉄鏃塊(中央下、長頸鏃)、鉄鏃塊(中央上、平根鏃)、伏鉢、短甲付属具(右下、頸甲・肩甲)、鉄斧、小札

② 出土時と比較して、経年により変化が認められるもの

図版7-2：横矧板鋳留短甲(左、出土時は地板同士が結合しているが、現在は剥離している)、矛2本

③ 写真には写っているが、現在の所蔵資料中に認められない、あるいは特定できないもの

図版6-2：六花卉形金具(雲珠や辻金具など馬具の金具か?)、左上端に写る器種不明製品

図版7-2：眉庇付冑(左上、地板型式不明)、横矧板鋳留短甲帯金(左中、後胴?長側2段目)、短甲片(左下、裾板付近)

幸い、大半は①または②であるため、多くの遺物は比較的容易に同定が可能である。よって、撮影されている遺物のうち①②に該当するものについては、まずこの時点で西塚古墳出土遺物として確定できる。

なお、写真に写る点数は出土点数の一部に留まる。名称や点数などの異同については、(2)以降で検討していきたい。

(2) 記録にみる出土遺物の種類と数

表2～4は、3つの目録をそれぞれ注記も含めて整理したものである。そして、各目録の出土遺物の名称と点数を一覧として対比させたものが表5である。以下、表5に従って各目録どうしで名称と点数を比較しながら、(1)で挙げた写真に写っていない遺物と所蔵品の同定を行いたい。名称は『古墳調査書類』のものを代表させている。

鉄製兜・鎧：甲冑については、諸陵寮受領書(表3)において兜・鎧をいずれも一括として個体数に言及していないが、出土状況の記録と所蔵品、現在の考古学的知見から、当初の記録通り、甲2点(1点は横矧板鋳留短甲、もう1点は地板型式不明短甲)、少なくとも冑2点(1点は小札鋳留衝角付冑、もう1点は地板型式不明の金銅装眉庇付冑)が副葬されていたと考えて差し支えないだろう。また、少なくとも甲のうち1

表2 出土遺物目録(1) (『古墳調査書類』〔大正5年〕)

番号	器種	点数	詳細	所蔵品との対応 ([] 内は『書陵部紀要』第49号の図面番号)
1	鉄製兜	2頭分	1頭分は稍完全、1頭は破片	小札銀留衝角付冑〔第5図〕・地板型式不明眉庇付冑
2	鉄製鏡	2領分	破片10数個合して	横別板銀留短甲〔第3図1～3〕
3	直刀	数本分	最長2尺5寸位	鉄刀〔図面なし〕
4	鉄 鎌	1	薙鎌形	鉄鎌〔第2図8、他に同図5・7〕
5	戈	1本	単枝を欠く	矛〔第2図3か?〕
6	鍬	1挺		斧〔第10図1〕
7	鎗	数本分		鎗〔第2図1・2・4か?〕
8	鏡	大小2面		神人歌舞画像鏡〔第1図1〕・変形三獣鏡〔第1図2〕
9	翡翠曲玉	1個	長さ1寸8分	ガラス勾玉〔第8図1〕
10	管玉	碧玉8個		管玉(碧玉)〔第8図2〕
11	小管玉	青玉数十個		管玉(緑色凝灰岩)〔第8図3〕
12	装飾品	2個	黄金板に宝石を嵌挿したるもの	金製耳飾〔第9図1・2〕
13	鈴	大6個小3個		銅鈴〔第8図5〕・銀鈴〔第8図4〕
14	鏡飾	2個	金張り2寸可ノ徑	辻金具〔第6図3〕・受鉢〔第4図1〕
15	具足飾	十数個	動物模様装飾品 金張若しくは黄金破片	金銅製帯金具〔第9図3・4〕
16	鉢	金張1個	長さ8～9寸	劍菱形杏葉〔第6図1or2〕
17	鏡飾の鉢	1個	金張	劍菱形杏葉〔第6図1or2〕
18	三角形の砥石	破片接合して1		砥石(断面三角形)〔第10図4〕
19	赤土器破片	2個		土師器〔第10図12〕
20	陶器破片	1個		須恵器〔第10図5～10のどれか〕
21	朱塊	1個	塊径凡1寸	朱〔図面なし〕
22	鉄製鏡飾に似たるもの	1個	頂に長さ3分可り凸出して穴あり	鉄製伏鉢〔第4図2〕

表3 出土遺物目録(2) (大正6年5月18日付 宮内省諸陵寮の受領書)

番号	器種	点数	詳細	所蔵品との対応 ([] 内は『書陵部紀要』第49号の図面番号)
1	鉄製兜	一括		小札銀留衝角付冑〔第5図〕・地板型式不明眉庇付冑
2	鉄製鏡残欠	一括		横別板銀留短甲〔第3図1～3〕
3	直刀	2本		鉄刀〔図面なし〕
4	鉄 鎌	1束		鉄鎌〔第2図8、他に同図5・7〕
5	鎗	2本		鎗〔第2図1・2・4か?〕
6	斧頭	1個		斧〔第10図1〕
7	鏡(欠失あり)	2個		神人歌舞画像鏡〔第1図1〕・変形三獣鏡〔第1図2〕
8	勾玉(欠失あり)	1個		ガラス勾玉〔第8図1〕
9	管玉	8箇		管玉(碧玉)〔第8図2〕
10	小管玉	45個		管玉(緑色凝灰岩)〔第8図3〕
11	耳飾金具	2個		金製耳飾〔第9図1・2〕
12	鈴(大小)	9個		銅鈴〔第8図5〕・銀鈴〔第8図4〕
13	金具残欠(蓋物形)	2個		辻金具〔第6図3〕・受鉢〔第4図1〕
14	金具残欠(鉢先形)	2個		劍菱形杏葉〔第6図1・2〕
15	装飾用金具破片	一括		金銅製帯金具〔第9図3・4〕
16	砥(欠損)	1個		砥石(断面三角形)〔第10図4〕
17	土器破片	2		土師器〔第10図12〕
18	陶器破片	1		須恵器〔第10図5～10のどれか〕
19	朱	1包		朱〔図面なし〕

※出土が確定できる資料の中から伏鉢が漏れている

表4 出土遺物目録(3) (『磐鹿六雁尊御墳墓確認請願書』中の瓜生村旧蹟調査書〔作成年不明〕)

番号	器種	点数	詳細	所蔵品との対応 ([] 内は『書陵部紀要』第49号の図面番号)
1	鉄製兜	1個稍完全 1個破片		小札銀留衝角付冑〔第5図〕・地板型式不明眉庇付冑
2	鉄製鏡	2領分	1領は稍完全 1領は破片	横別板銀留短甲〔第3図1～3〕
3	直刀	数本	最小2尺5寸位	鉄刀〔図面なし〕
4	鉄 鎌	1束		鉄鎌〔第2図8、他に同図5・7〕
5	鎗	数本		鎗〔第2図1・2・4か?〕
6	丁能形刃物	1箇		斧〔第10図1〕
7	鏡	大小2面	大6寸7分 人獣鏡 小4寸 動物鏡	神人歌舞画像鏡〔第1図1〕・変形三獣鏡〔第1図2〕
8	翡翠勾玉	1箇	長径1寸8分	ガラス勾玉〔第8図1〕
9	管玉(碧玉)	8箇		管玉(碧玉)〔第8図2〕
10	管玉(青玉)	数十箇		管玉(緑色凝灰岩)〔第8図3〕
11	黄金板に宝石を挿入せる装飾品	同形2箇		金製耳飾〔第9図1・2〕
12	鈴	大6箇 小3箇	大径5分 小径3分8厘位 白金製	銅鈴〔第8図5〕・銀鈴〔第8図4〕
13	鏡飾(金張)	2箇		辻金具〔第6図3〕・受鉢〔第4図1〕
14	金張動物模様装飾品	十数個(破片)		金銅製帯金具〔第9図3・4〕
15	金張鉢	2箇		劍菱形杏葉〔第6図1・2〕
16	三角形砥石	破片		砥石(断面三角形)〔第10図4〕
17	赤土器	破片2箇		土師器〔第10図12〕
18	陶器	破片1箇		須恵器〔第10図5～10のどれか〕
19	朱塊	1箇		朱〔図面なし〕
20	鉄製鏡飾に似たるもの	1箇	頂に長さ3分凸出して穴あり	鉄製伏鉢〔第4図2〕

点は、頸甲や肩甲の付属具を備えたセットをなしていたと考えられる。

眉庇付冑については、図版7-2左上に眉庇部から前頭部にかけての部位と考えられる破片が写っており、胴巻板の鉾列らしきものも確認できる。しかし、諸陵寮受領書(表3)では一括となっており、幾つかの破片で収蔵されたと考えられるものの、現状で写真の破片は見あらず、細片化している可能性が高い。

短甲片は、図版7-2左中に横剗板鉾留短甲の後胴と考えられる破片、下に裾板付近の破片が写る。左中の胴部は上段の帯金、中段の地板は分離した状態で確認できるが、下段の帯金は確認できない。左下の裾板付近の破片も現状では見あらず、細片化している可能性が高い。

なお、そのほか甲冑の付属具として、図版7-2右下に頸甲・肩甲、その上に小札が写っている。小札は写真では塊となっているが、現在は分離した状態となっている。

直刀：数本分とされるが、諸陵寮受領書(表3)では2本となっている。現状は、錆化による剥離などで細片化しており個体数を特定するのは困難である。破片の数から多量の本数を想定することは難しく、数本分あるいは2本という数は、とりあえず妥当といえる。

鉄鏃：各目録(表2~4)では一貫して1束という扱いだが、図版7-2でも明らかなおろ、少なくとも2つの塊(『書陵部紀要』第49号〔以下、基本的に本誌49と表記〕第2図7、8)として出土している。また、単体で図化した長頸鏃(本誌49第2図5)は本誌49第2図8と同型式であり、まず問題ない。その他本誌49では図化していなかった同型式の別個体(本誌本号第4図7)に帯金具が付着していた痕跡があることから、この個体を含めた単体の鉄鏃についても西塚古墳出土である可能性が極めて高いといえよう。ただし、本誌49第2図6は写真からも目録からも特定できないため、出土した個体かどうかは、厳密には保留せざるを得ない。

戈：矛を指すと考えられる。諸陵寮受領書(表3)と旧蹟調査書(表4)では名称が削除されている。本個体については後述する。

鎗：本誌49第2図1、2、4が鎗(剣?)の可能性があるが、これが『古墳調査書類』で挙げる鎗かどうかは決しがたい。上田氏の報告(上田1916、1933)では「剣」「劔」とあることから、これに該当する可能性もあろうか。また、諸陵寮受領書(表3)の2本は図版7-2に写る矛2本と考えられる。これについても戈と同様、後述する。

鎧飾：名称とは全く異なるが、形態の特徴と両者とも金銅装であることから、辻金具と眉庇付冑の受鉢を指すものと判断できる。辻金具は写真に写っていることと金銅装であることから間違いない。また受鉢については、写真には写っていないが、同じものとしてまとめられていることから、碗形の共通する形状が推測される。同様の形状のものとしては伏鉢もあるが、金銅装であることが記されていることから、受鉢と特定できよう。

具足飾：“動物模様型装飾品”とあることから、龍文と鳳凰文をもつ金銅製帯金具と特定できる。

鉾・鉾飾の鉾：剣菱形杏葉と考えられる。先端が尖る形状から鉾と判断したと考えられる。写真(図版6-2)や絵図(図版8-1、2)をみても、尖った方を上に向けており、馬具としての正置と逆転している。鉾としての認識を端的に表しているといえよう。現在の考古学的知見からみれば、『古墳調査書類』(表2)と旧蹟調査書(表4)では「金張」とあることと形状の特徴から、剣菱形杏葉と特定できる。

赤土器破片：土師器2点と考えられるが、現在は8点が同じ紙袋に入っている。そのため、その中に含まれるとしても、特定が難しい。

陶器破片：須恵器1点と考えられるが、現状で候補が6点あるため特定が難しい。これらの須恵器片も土師器同様、紙袋へ入れられた状態で保管されているが、同じ袋に入っているため個体を絞り込む手がかりがない。

鉄製鎧飾に似たるもの：鎧飾で既に受鉢が確定できているので、消去法的にみて伏鉢となるが、詳細についての特徴(頂に長さ3分可り凸出して穴あり)や、何より図版7-2に写っていることから特定できる。

以上、ひととおり検討してきたが、重要なこととして幾つか指摘できる。

表5 表2～4における名称・点数の対応関係

古墳調査書類(表2)	点数	磐鹿六雁尊御墳蓋確認申請書類(表4)	点数	諸陵寮受領書(表3)	点数	所蔵品(〇内は皇室用考古品としての登録名)
鉄製兜	2頭分	鉄製兜	2個	鉄製兜	一括	小札鉄留衝角付冑〔鉄製小札鉄留衝角付冑〕
鉄製鎧	2領分	鉄製鎧	2領分	鉄製鎧残欠	一括	横柄板鉄留短甲〔鉄製横柄板鉄留短甲残欠〕, 短甲付属具〔鉄製短甲残欠頸甲・肩甲付〕
直刀	数本分	直刀	数本	直刀	2本	鉄刀〔鉄刀残欠〕
鉄鎌	1	鉄鎌	1束	鉄鎌	1束	鉄鎌〔鉄鎌残欠〕
戈	1本					鉄矛〔鉄鉞残欠〕
鉞	1挺	丁能形刃物	1個	斧頭	1個	鉄斧
鎧	数本分	鎧	数本	鎧	2本	鉄矛〔鉄鉞残欠〕
鏡	大小2面	鏡	大小2面	鏡(欠失あり)	2個	〔神人歌舞画像鏡, 変形三獣鏡〕
翡翠曲玉	1個	翡翠勾玉	1個	勾玉(欠失あり)	1個	〔ガラス勾玉〕
管玉	碧玉8個	管玉(碧玉)	8個	管玉	8個	碧玉製管玉〔碧玉管玉〕
小管玉	青玉数十個	管玉(青玉)	数十個	小管玉	45個	緑色凝灰岩製管玉〔碧玉管玉〕
装飾品	2個	黄金板に宝石を挿入せる装飾品	同形2個	耳飾金具	2個	金製耳飾〔金耳飾〕
鈴	大6個 小3個	鈴	大6個 小3個	鈴(大小)	9個	〔銀鈴, 銅鈴〕
鏝飾	2個	鏝飾(金張)	2個	金具残欠(蓋物形)	2個	鉄地金銅張辻金具〔金銅製辻金具〕, 鉄地金銅張受鉢〔肩庇付冑金銅製受鉢管付〕
具足飾	十数個	金張動物模様装飾品	十数個(破片)	装飾用金具破片	一括	金銅製帯金具〔帯金具〕
鉞	金張1個 1個	金張鉞	2個	金具残欠(鉞先形)	2個	〔鉄地金銅張剣菱形杏葉〕
三角形の砥石	破片合して1	三角形砥石	破片	砥(欠損)	1個	砥石
赤土器破片	2個	赤土器	破片2個	土器破片	2	土師器
陶器破片	1個	陶器	破片1個	陶器破片	1	須恵器
朱塊	1個	朱塊	1個	朱	1包	朱塊
鉄製鏝飾に似たるもの	1個	鉄製鏝飾に似たるもの	1個			鉄製伏鉢〔肩庇付冑鉄製伏鉢〕

上記3つの目録のほか、国史蹟の指定申請書類に添付された微証物件の目録があるが、これは諸陵寮受領書を流用していると考えられる。

- ① 目録中には明確な剣の表記が認められないが、上田氏の報文中(上田 1916・1933)には「劔」「劍」の表記で出土が示されており、本誌 49 第 2 図 1、2、4 などが、それに該当する可能性がある。
- ② 先述のとおり、鉄鍔は明らかに写真で 2 つの塊で写っているにもかかわらず、『古墳調査書類』(表 2)、諸陵寮受領書(表 3)ではいずれも 1 束と記載されており、齟齬が生じている。
- ③ さらに、鉄製伏鉢も写真に写り、収蔵されているにもかかわらず、諸陵寮受領書からは漏れている。
- ④ 同様に、記録による「鎗」も当初数本分とされているものの、諸陵寮受領書(表 3)においては 2 本と明確な点数を挙げている。図版 7 - 2 に写る矛 2 点がほぼ完形であることから考えて、これのみを数えている可能性が考えられる。

よって、諸陵寮受領書に示された数が、当時の諸陵寮に収蔵された遺物のすべてではなかったことがわかる。つまり、鉄製伏鉢のように、出土が確実に収蔵が確認されていても受領書から漏れる場合があったということである。この点は注意を要する。

出土遺物の種類に関する上田氏の認定は、表 2～4 の目録に比べてかなり正確であり、別に「矛」を認識していることから「劍」「劔」に該当する遺物も、上田氏の報文を尊重して実際に出土していたと考えることが十分に可能である。破片については、既に『古墳調査書類』の中で曖昧となり、諸陵寮へ収蔵されたものの、受領書の記載からも漏れた可能性は否定できない。

収蔵時期が古く、明確な個体識別が行われなかった側面があるため、実際の出土数とは別に、結果的には記録上互いに書面上の数を意識しつつ若干の修整が行われるにとどまったとも考えられる。記録のみに依拠した検討の限界を考慮する必要がある。

なお、表 2～4 は、作成順に並べれば『古墳調査書類』(表 2)→諸陵寮受領書(表 3)→旧蹟調査書(表 4)の順となる。これまで検討したことを振り返ると、もっとも後に作成された旧蹟調査書の目録は、戈の表記が消えていたり、剣菱形杏葉を 2 個でまとめたりと、諸陵寮受領書の内容を参照している形跡がある。一方、諸陵寮受領書では漏れている伏鉢が名称も同じまま用いられていたり、点数の数え方もよく一致するなど、全体的には地元に残る『古墳調査書類』を参考に行っていることが窺える。鉄斧を丁能形刃物と呼ぶなど、一部に相違も認められるが、遺物自体が既に宮内省にある以上、『古墳調査書類』を基に、諸陵寮受領書や地元に残る写真も参考にしつつ旧蹟調査書の目録が作成された可能性が考えられる。

以上みてきたとおり、写真に写っていないものの、多くの遺物は各目録と所蔵品が対応しており、西塚古墳出土遺物として確定できるといえよう。

(3) 絵図と記録の対応関係

『請願書』には目録に対応すると考えられる出土遺物の絵図 2 枚(図版 8 - 1、2)が伴っている。絵図 1(図版 8 - 1)は、『請願書』に綴じられており紙質も同じである。一方、絵図 2(図版 8 - 2)は『請願書』の表紙裏に挟まれた状態で、綴じられたものではない。また、紙質も異なっており、他の文書から複写したもののようである。

なお、絵図 2 については、文字、描線とも非常に薄いため、掲載にあたって見やすいように補筆した箇所があることをお断りしておきたい。

個体の特定が困難なものもあるが、内容は図版 5、6 と対照の可能なものが多い。目録をもとに作成していると考えられるため、両者は基本的に一致する。まず、それぞれの特徴をみておきたい。

両者の各絵図は酷似しており、どちらかの絵図をもとにもう一方を描いた可能性が高いと考えられる。また、番号は 2 枚とも 1～22 までであり、同じである。

絵図 1(図版 8 - 1)：番号が 1～22 まであり、これは『古墳調査書類』の目録番号や順番と一致する。また、5 や 7 の矛や鉄斧が、『古墳調査書類』のみに見られる「戈」や「鉞」の名称で描かれていることから、3 つの記録のうちでは、『古墳調査書類』にもっともよく対応する。『古墳調査書類』に伴うものであれば、作成は大正 5 年 10 月と推定されるが、目録と写真等を参考にすれば描けるものでもあるため、確実に伴っていたか否かは不明と言わざるを得ない。

絵図2(図版8-2):10、11の大管玉と小管玉にそれぞれ8個、45個と具体的な数字を添えている。大管玉8個については、各目録とも一貫して変わらない。一方、『古墳調査書類』では小管玉を数十個としているが、45個という個体数を挙げるのは諸陵寮受領書のみであり、数も同じである。このことから、絵図2は、絵図1とともに諸陵寮受領書のデータを一部参考にしたと考えられる。諸陵寮受領書の受け取り後に絵図を作成する契機は、旧蹟調査書、あるいは『請願書』の作成である可能性がもっとも高い(表3にも記したとおり、旧蹟調査書の作成年は不明)。よって、絵図2は大正6年5月以降、旧蹟調査書あるいは『請願書』とともに作成された可能性が考えられる。

絵図1は『古墳調査書類』の目録との関係が深いとみられ、かつ絵図2が『古墳調査書類』と諸陵寮受領書の影響を受けていることから、絵図1→絵図2という作成の前後関係は整合的である。また、絵図1は個体の特定ができるほどではないにしても、20、21の土器片の絵図が描かれているが、絵図2では省略されている。2の鉄製鎧にしても同様である。これは後出要素と考えることもでき、消極的ながら絵図1が絵図2に先行することを補強するといえよう。

一方、『古墳調査書類』の目録では銀鈴と銅鈴を一括しているにもかかわらず、絵図1では13と14に分けており、さらに目録22「鉄製鎧飾に似たるもの(鉄製伏鉢)」が欠落している。結果的に目録の最後に挙がる鉄製伏鉢が欠落することで、目録番号については『古墳調査書類』と同じ22で収まっているという状況が生まれている。目録番号に規定されつつ、遺物との対応関係を十分に確認しないまま1から順番に絵図が作成された結果、目録の最後に挙がる鉄製伏鉢が欠落したとも考えられる。既に見たとおり、鉄製伏鉢は諸陵寮に収蔵されているものの、諸陵寮受領書からは漏れている。絵図1が諸陵寮受領書の項目に影響を与えた可能性があり得ると同時に、受領書の影響を受けた可能性も否定できない。このように『古墳調査書類』の目録と同時に作成されたことについては疑問が残る。さらに、絵図に描かれている遺物は、基本的に写真(図版6、7)に写っているものが中心と考えられる。土器は写真に写っていないが、現物を見て正確に描かれたものかは疑わしい。結局のところ、遺物が諸陵寮へ収蔵されてからも、写真に写るものについては、それを見れば描くことは可能と言えるのである。

よって、当面は、絵図1が『古墳調査書類』との対応関係が強く認められ、諸陵寮受領書の項目に影響を与えた可能性もあることから、『古墳調査書類』にもっとも近い絵図と位置づけておきたい。番号と遺物の対応関係などからも『古墳調査書類』とともに作成された可能性を残していると考えられる。そして絵図2は絵図1をもとに、一部を省略しながら模写したものと推定される。その際には、諸陵寮受領書のデータも参考にした可能性がある。そう考える限り、諸陵寮受領書の発行を挟んだ前後に作成された絵図ということができる。

ただし、現状では絵図1を『古墳調査書類』に伴うオリジナルの絵図と断定する根拠には乏しい。本来伴っていた未見の絵図の存在も想定しておく必要がある。

しかし、記録や写真(図版6、7)との対応関係は十分に確認できるうえ、(4)で後述するとおり矛の個体特定に重要な情報を提供する。さらには図版6、7の写真には写っていない、もう1点の剣菱形杏葉が描かれているなど、その資料的価値は十分に有しているといえる。

(4) “福井県 脇袋” 出土の矛

書陵部には福井県脇袋出土とされる矛2点がある(『出土品展示目録 武器武具馬具』72〔以下、基本的には『武器武具馬具』と表記。『装身具』も同じ。〕)。西塚古墳出土遺物以外、所蔵品中に福井県脇袋から出土した遺物はないので、両者は極めて深い関係にあると考えられる。

目録など各種資料と所蔵品の現状を整理すると、以下のとおりとなる。

- ① 現在、西塚古墳出土とされる遺物の中に含まれている矛は2点である(第4図4、5)。
- ② 写真に(図版7-2)にほぼ完形と考えられる武器が2点写っている。
- ③ 諸陵寮受領書では「鎗」が2点と数えられているが、現所蔵品中に2点という明確な数を挙げられるような「鎗」は確認されない。

『武器武具馬具』72(左)：現状で錆膨れによる剥離が著しく、芯の部分が残っていない。一方、本誌49第2図3は表面が剥離した矛の芯の部分を実測したものである。現在は両者の確実な接合関係を確認できないが、芯の空洞部分の径などから、両者は同一個体と考えてよい。さらに、切先の欠損状況・太さなどから、図版7-2に写る武器のうち左の個体と考えられる(第4図4)。

『武器武具馬具』72(右)：『古墳調査書類』で「戈」とされ、絵図1(図版8-1)の中の5に描かれたものと考えられる(第4図5)。この個体には、同書類の注記に「単枝を欠く」とある(表2)。絵図1、2に描かれた「戈」をみると、刃部の中程から右へ突起が描かれている。錆が突起状に膨らんでいる箇所を「単枝を欠いた」状態と考え、戈と判断したのであろう(現状は、平成16年度実施の金属製品保存処理事業での修理により、この突起状の錆は除去されている)。この特徴から『武器武具馬具』72の右側の個体であることが特定できる。さらに、これを図版7-2に写る武器2点で確認してみると、撮影角度が異なり経年による傷みも進行しているため、同定には慎重さが求められるが、長さや側面にみえる突起状の錆の位置などから、右側の個体と考えて問題ないと思われる。

以上のことから、図版7-2に写る武器2点は矛と考えられる。各目録では終始「鎗」としているが、上田氏は報文(上田1916、1920、1933)でもわかるとおり、既に「矛」と認識している⁷⁾。また、図版7-2に写っている矛が2点、諸陵寮受領書の「鎗」が2点と数が一致している。収蔵当時はほぼ完形であったこと、明確な数を挙げやすいということから考えて、一連の記録に残る「鎗」、特に諸陵寮受領書にみえる「鎗」2本は、この矛を指すと考えられる。

現状で確認できる矛は2点ということになり、かつこれらが図版7-2に写る矛と特徴が一致する。よって、福井県脇袋出土とされていた矛2点は、西塚古墳出土と確定してよいと考える。

(5) 欠落した遺物

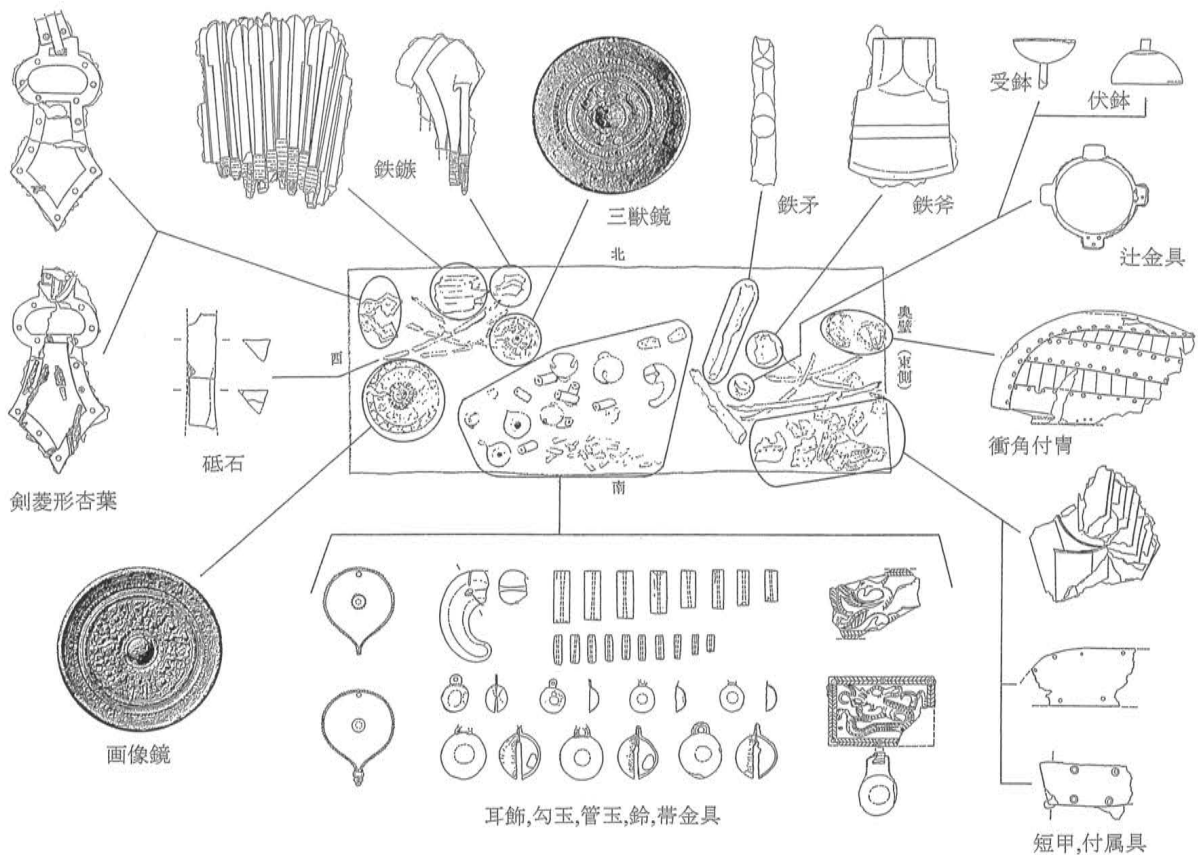
六花弁形金具は絵葉書写真(図版6-2)に写り、上田氏の報文中にも挙げられるが(上田1916、1920、1933)、表2~4のいずれの記録にも挙がらない。具足飾十数個(『古墳調査書類』)、装飾用金具破片一括(諸陵寮受領書)の中に含まれている可能性が考えられるが、『古墳調査書類』では“動物文様型装飾品”と限定しているうえ、十数個という点数も所蔵の帯金具片と比較して整合的であることから、これについては、やはり帯金具に限定されていると考えるべきであろう。よって、本遺物は何らかの事情で写真撮影後に欠落し、諸陵寮受領書にも記載がないことから、現地から送付された段階で既に含まれていなかった可能性が考えられる。

なお、この遺物は、上田氏の報文(上田1916)で銀製とされている点が気になるが、雲珠や辻金具に付く飾金具である可能性が考えられようか。

(6) 出土状況図と出土遺物の関係

出土状況については、上田三平氏による図面(上田1916)と記述(上田1916、1920、1933)がある。記述を確認しつつ出土状況図(上田1916)と出土遺物実測図(清喜1997)を対比させたものが第3図である。出土状況図に描かれた各遺物の形状は正確であり、多くの遺物が比較的容易に特定できるものである。(4)で西塚古墳出土と確定した矛も加え、出土状況図と現在の所蔵品はおおむね対応する。しかし、刀剣類や甲冑については、出土した時点で遺存状態がかなり悪かったことが記されており、全容が不明瞭であると同時に細片化が進んでいるため、ごく一部しか図化し得ていないようである。

なお、上田氏の報文と表2~4の記録は一部を除き一致しているが、(2)でも指摘したとおり、むしろ上田氏の報文の方が詳細なものといえる。表2~4に挙げる遺物だけが出土したすべてであると考えすることはできない。



第3図 西塚古墳石室内遺物出土状況との対応関係〔上田1916, 清喜1997から作成〕(縮尺不同)

2 今後の取り扱いに注意を要する資料について

(1) 混入した遺物(表6)

以上、確認してきたとおり、これまで『武器武具馬具』、『装身具』等で、西塚古墳出土とされてきた遺物のうち、図版6、7や『古墳調査書類』等の記録や絵図、及び上田氏の報文で確認できるものについては、欠落遺物を除いて出土遺物として確定できた。

しかし、上田氏の報文と各目録とが一部を除きよく一致している一方で、まったく記録に現れてこない遺物が多数ある。特に、出土状況を直に確認して、もっとも詳細といえる上田氏の記録にも挙がっていない点は重要である。記録に挙がる遺物は基本的にどの記録でも確認できるが、ある記録に挙がらない遺物は、他の記録にも挙がっていないという強い傾向が認められるのである。

また、この記録に挙がらない遺物群の中に、既に混入であることが確定したものや本誌49で指摘したような混入の可能性が極めて高い遺物が含まれていることは、偶然とは考えがたい。

よって、2での検討を通して、出土の事実、及び諸陵寮への収蔵を確認できない遺物が、後からの混入品、または混入品である可能性が極めて高いと考えられるのである。

以下が、混入あるいはその疑いのある遺物となる。

〔混入であることが確定した遺物〕

- ・鉄製鉾留冑残欠(本誌49第4図3、『武器武具馬具』64)
→妻鳥陵墓参考地出土の横矧板鉾留衝角付冑の腰巻板にみられる欠損部との接合関係が確認されたため。

〔混入品である可能性が極めて高い遺物〕

- ・木芯鉄地金銅張輪鍔片(本誌49第7図1、『武器武具馬具』68、69)
- ・木芯鉄板張輪鍔片(本誌49第7図2、『武器武具馬具』68、69)
- ・胡籐金具片(本誌49第2図9、『武器武具馬具』65)

表6 『出土品展示目録』等による西塚古墳出土遺物

『出土品展示目録（古鏡，装身具，武器武具馬具）』と『書陵部紀要』第49号による西塚古墳の出土遺物	『古墳調査書類』	上田三平氏の報文（『考古学雑誌』第7巻第4号）
西塚古墳出土遺物として確定できるもの		
鉄製小札鋳留衝角付冑（『紀要』49第5図，『武器武具馬具』60）	鉄製兜	甲冑（兜，満韓形）
鉄製横矧板鋳留短甲残欠（『紀要』49第3図2・3，『武器武具馬具』62），鉄製短甲残欠頸甲・肩甲付（『紀要』49第3図1，『武器武具馬具』61）	鉄製鎧	甲冑（鎧）
鉄刀残欠（『武器武具馬具』55）	直刀	直刀
鉄鎌残欠（『紀要』49第2図7・8，『武器武具馬具』56・57）	鉄鎌	鉄鎌
鉄鉾残欠（『武器武具馬具』72右）	戈	稜形細身の剣
鉄斧（『紀要』49第10図1）	鉞	鉄斧頭
鉄鉾残欠（『武器武具馬具』72左）	鎗	鉾？
神人歌舞画像鏡（『紀要』49第1図1，『古鏡』94），変形三獣鏡（『紀要』49第1図2，『古鏡』95）	鏡	大鏡・小鏡
ガラス勾玉（『紀要』49第8図1，『装身具』104）	翡翠曲玉	翡翠勾玉
碧玉管玉（『紀要』49第8図2，『装身具』105）	管玉	碧玉管玉
碧玉管玉（『紀要』49第8図3，『装身具』106）	小管玉	青玉小管玉
金耳飾（『紀要』49第9図1・2，『装身具』107）	装飾品	耳飾り
銀鈴（『紀要』49第8図4，『装身具』109），銅鈴（『紀要』49第8図5，『装身具』108）	鈴	小鈴（銀製・銅製）
金銅製辻金具（『紀要』49第6図3，『武器武具馬具』70），眉庇付冑金銅製受鉢管付（『紀要』49第4図1，『武器武具馬具』67）	鎧飾	雲珠・筆軸状の鉄製品
帯金具（『紀要』49第9図3・4，『装身具』110）	具足飾	金鍍金銅板金具
鉄地金銅張剣菱形杏葉（『紀要』49第6図1・2，『武器武具馬具』67）	鉾	杏葉
鉄地金銅張剣菱形杏葉（『紀要』49第6図1・2，『武器武具馬具』67）	鉞飾の鉾	杏葉
砥石（『紀要』49第10図4）	三角形の砥石	粘板製砥石
土師器（『紀要』49第10図11・12を含む8点のうち2点）	赤土器破片	赤色土器
須恵器（『紀要』49第10図5～10のうち1点）	陶器破片	齋
朱塊	朱塊	記述なし
眉庇付冑鉄製伏鉢（『紀要』49第4図2，『武器武具馬具』58）	鉄製鎧飾に似たるもの	雲珠・筆軸状の鉄製品
西塚古墳出土の可能性を残すもの		銀製六花形の装飾金具
鉄剣・鉄鎗（『紀要』49第2図1・2・4）		
西塚古墳出土遺物から除外すべきもの		
鉄製鋳留甲冑残欠（『紀要』49第4図3，『武器武具馬具』64）→除外確定		冑を満韓形と表現する。現在の知見からすると眉庇付冑とも考えられるが，報文では衝角付冑を指すものと考えられる。
鉄地金銅張吊金具残欠（『紀要』49第7図1，『武器武具馬具』68）		
木心鉄地金銅張輪鎧残欠（『紀要』49第7図2，『武器武具馬具』69）		
金銅製毛彫縁金具残欠（『紀要』49第2図9，『武器武具馬具』65）		
鉄地金銅張楕円形鏡板残欠（『紀要』49第11図1，『武器武具馬具』66）		
金銅製雲珠残欠（『紀要』49第11図2，『武器武具馬具』71）→除外ほぼ確定		
鉄製草摺残欠（『紀要』49第3図4，『武器武具馬具』63）		
砥石（断面長方形）（『紀要』49第10図3）		
鉄斧（縦長の個体）（『紀要』49第10図2）		
土師器8点のうち6点（『紀要』49第10図11・12を含めた8点のうち6点）		
須恵器6点のうち5点（『紀要』49第10図5～10のうち5点）		

名称は『出土品展示目録』に従った。

- ・鉄地金銅張楕円形鏡板片（本誌 49 第 11 図 1、『武器武具馬具』66）
- ・鉄地金銅張円形飾金具（本誌 49 第 11 図 2、『武器武具馬具』71）
- ・草摺（本誌 49 第 3 図 4、『武器武具馬具』63）
- ・砥石〈断面長方形の佩砥〉（本誌 49 第 10 図 3）
- ・鉄斧〈縦長の個体〉（本誌 49 第 10 図 2）
- ・土師器 8 点のうち 6 点（本誌 49 第 10 図 11、12 を含む 8 点のうち）
- ・須恵器 6 点のうち 5 点（本誌 49 第 10 図 5～10 を含む 6 点のうち）

木芯鉄地金銅張輪鏡片・木芯鉄板張輪鏡片⁽⁶⁾・胡録金具片についていえば、西塚古墳に見られる副葬品組成を現在の考古学的知見からみても含まれることに矛盾がないため、これまで問題にならなかった可能性が高いと考えられる。他の資料は、さらに含まれることへの矛盾を指摘しにくいものも含まれているため、上記 3 者と同様に扱われてきたと考えられる。

2 の (2) や (4) でもみてきたように、現在の考古学的知見からすると器種認定に齟齬があることは仕方のないところであるが、一方で記録や絵図は比較的詳細なものである。記録に付された注記などを参考にする限り、多くの遺物が特定可能であったことから、記録の作成にあたっては、刀剣類などを除き、多様な遺物を安易に集めて一括扱いとするようなことはなかったとみてよい。つまり、出土していれば、器種認定の正誤はとにかく、特徴ごとにまとめられて何らかの記録が残されている可能性が高いということである。

よって、上に挙げた、いずれの記録にも挙がらない遺物については、出土時の状態が悪いために器種認定ができないということではなく、むしろ出土の事実それ自体がなかった可能性の方が高いと考えられる。諸陵寮への収蔵段階には含まれていなかったと考えられ、西塚古墳出土遺物とは切り離して扱うのが適切であると思われる。

なお、(2) で先述した「剣」・「劔」（鎗？本誌 49 第 2 図 1、2、4）は、ここでは混入品から除外して、出土資料として位置づけたい。刀剣類・鉄鏃などの破片は、記録から省略されている傾向が認められるが、上田氏の報文は貴重な記録として看過できないからで、上田氏の記録を優先したいと考える。

一方で、諸陵寮への収蔵が確認できていない以上、西塚古墳における「器種」としての剣（鎗？）の存在を認めたとしても、現所蔵品が「個体」としては混入品である可能性を完全に否定できない。当面は、個体としての取り扱いは「伝西塚古墳出土遺物」として、一定の区分が必要であろう。

（2）混入遺物の帰属

次に、(1) で混入品の可能性が高いと考えられた遺物が、どこの出土地に帰属するかということが問題となるが、これについては、他の陵墓や古墳からの出土遺物に関する公文書等も含めて、別個に詳細な検討が必要である。最終的には、混入の疑いが強い遺物の帰属が明らかにならない限り、厳密には混入品であることの確定は保留せざるを得ない。しかし、今回の調査結果は、西塚古墳出土遺物の扱いの一定の基準にはなると考える。

当面のところ、鉄地金銅張楕円形鏡板片と鉄地金銅張円形飾金具片については、考古学的視点からみた西塚古墳出土遺物との製作技術上の相違のほか、公文書に付された絵図の検討から、愛媛県四国中央市（旧川之江市）に所在する妻鳥陵墓参考地（東宮山古墳）の出土遺物である可能性が非常に高いと考えられる。よって、先に示した混入した可能性が極めて高いと考えられる遺物の中には、既に本誌 49 で指摘したものの以外にも、同参考地出土遺物が含まれていると考えられる。帰属先の有力な候補のひとつといえよう。

3 新たに確認した遺物等について

ここでは、本誌 49 の報告において実測図作成に至らなかったものや、平成 16 年度実施の保存処理に伴う整理作業で新たに認識した遺物について、報告を行う。ただし、武器、武具については現在の出土地分類上の西塚古墳出土遺物であって、これまで見てきたように西塚古墳出土であることの確実性を保証するものではない。

(1) 武器 (第4図)

刀 (第4図1~3) 刀は出土時点で既に残存状態が悪かったため、現在の所蔵遺物で全体像を示すことはできない。1は刃部である。現存長15.3cm、残存刃部幅3.3cmを測る。刃部両面に木質が付着しており鞘に収められていたことがわかる。2も刃部である。残存長5.5cm、刃部幅2.8cmを測る。両面に木質が付着するほか、峰付近に布とおぼしき有機物が付着している。3は茎部である。残存長3.8cm、幅2.6cmを測る。両面に把木の木質が付着するほか、峰に布が比較的厚く付着している。把木を装着したのち、布巻で固定したと考えられる。

矛 (第4図4~6) 4は本誌49第2図3で示したものと同一個体と考えられ、『武器武具馬具』72(左)の個体である。層状に剥離していたため、前回の報告段階では、何とか形状を留めていた芯の部分を図化したものである。細かく破損しているため、図示した2片は接合しない。よって全長は不明である。上は刃部~袋部の破片である。残存長14.6cmを測る。刃部残存幅は2.7cmである。緩やかなで肩の関を経て袋部に移行すると考えられる。刃部の厚みは断面図の位置で現状1.6cmを測る。断面形状は菱形で稜をもつ。関付近に長頸鏃の鏃身部破片が付着する。下は袋部の破片である。端部は残存するが、全体としては本来の直径の2分の1程度が残るのみである。現存長9.3cm、幅は断面図の位置で3.4cmを測る。断面形状は円形と考えられる。5は『武器武具馬具』72(右)の個体である。刃部~袋部の一部が残存する。残存長24.3cmを測る。図面からもわかるように刃部端はすべて失われている。刃部長は約18.5cm、刃部残存幅は2cm強である。厚さは剥離の影響を受けているものの、断面図の位置で1cm強を測る。断面形状は菱形で稜をもつ。緩やかなで肩の関を経て袋部に移行する形態が推測され、袋部幅は断面図の位置で2cm、厚さも約2cmが推測される。断面形状は円形である。6は刃部断面が三角形を呈する武器と考えられる。矛の可能性があるため、ここで記述する。残存長7.2cm、断面は1片の長さが1.4cmである。途中で湾曲しているが、これが本来の形状であるか否かは不明である。

鉄鏃 (第4図7) 西塚古墳の中では多く出土している片刃の長頸鏃である。現存長7.4cm、そのうち刃部長は約3.5cm、幅は0.8cmを測る。鏃身部の幅は0.5cmを測る。鏃身部には帯金具の一部と考えられる金銅製品の破片が付着している。

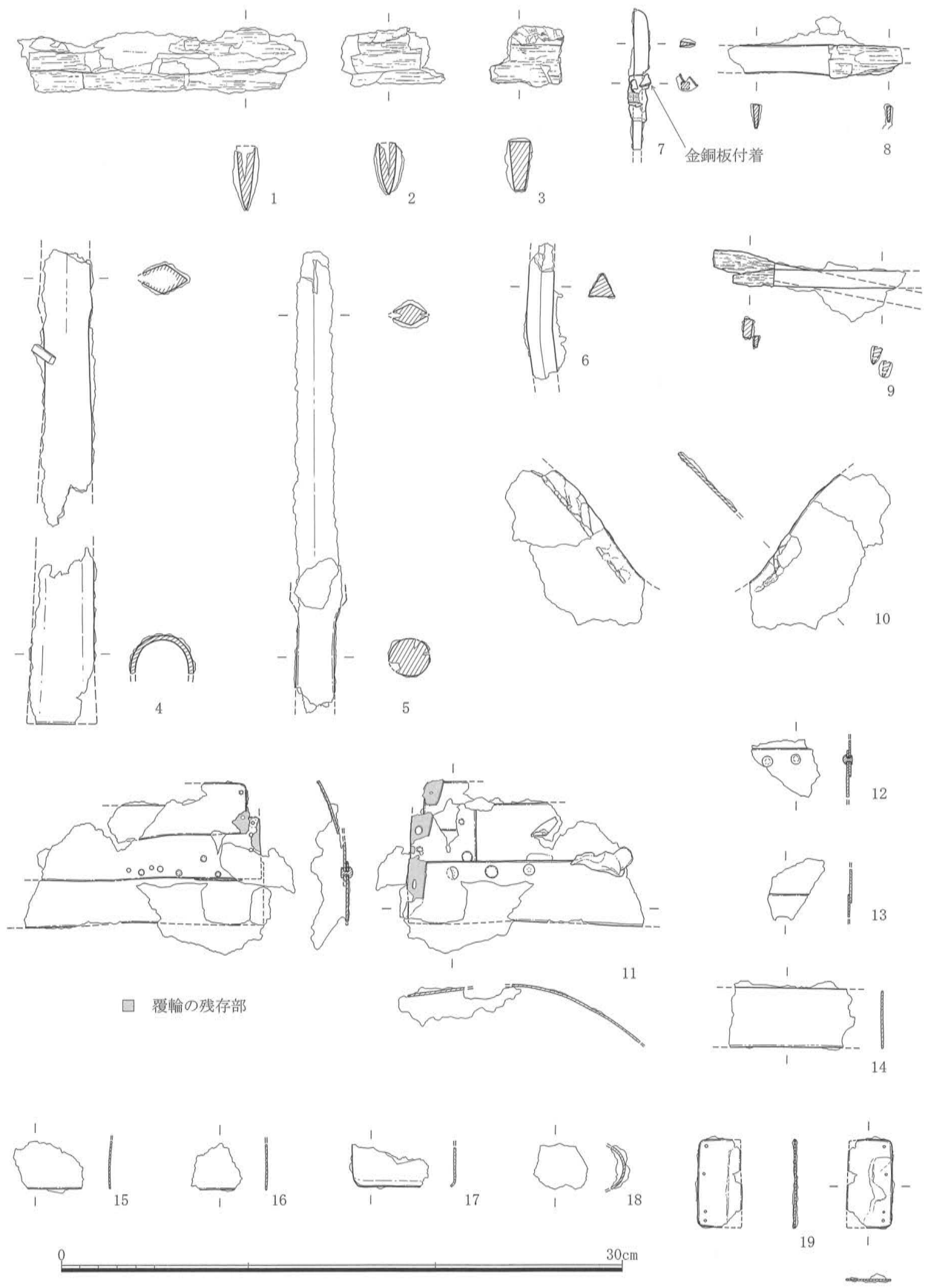
刀子 (第4図8、9) 通常は工具として分類されるものではあるが、便宜上、ここで一括して記述したい。8は残存長9.2cmを測る。切先と茎尻を欠いている。断面図の位置で刃部幅1.5cm、峰の厚さ0.4cmを測る。茎は幅0.9cm、背の部分で0.25cmを測る。茎には比較的厚く木質が付着する。9は2つの刀子が付着している。いずれも切先を欠いている。図上で表側にある個体は、現存長9.1cm、刃部幅0.9cmを測る。茎は長さ2.2cmを測り、木質が付着する。裏側の個体は、現存長9.8cm、刃部幅0.9cmを測る。茎は長さ3.4cmを測り、木質が厚く付着する。2点とも刃部の錆膨れがひどく、断面形状の変形が著しい。また、刀子以外の鉄製品の破片も錆着している。

(2) 武具 (第4図)

短甲 (第4図10) 短甲の破片で、縁の形状や湾曲の方向などから、右前胴縦上第1段と考えられる。革覆輪が残存しており、外面より内面の方が良好な状態である。西塚出土とされる2領の甲のうちの1領にあたるものであろうか。

甲冑 (第4図11~16) 11は、厚さ約0.1cmの帯金状の鉄製部材を鋏留して、前縁と考えられる1辺に革覆輪を施した構造物である。割れや欠けが多く全体の一部が残存するに過ぎないと考えられる。現存長12.5cm、現存高7.5cmを測る。長さは本来の数値でないことが明らかであるが、高さは後述するように、この個体の本来のものである可能性がある。

構造を見ていくと、幅3.2cmの裾板と考えられる1段目の帯金の上辺付近から順次内側に重ねられ、現状で3段構成となっている。帯金幅は2段目が3.8cm、3段目が2.95cmを測る。2段目前縁部には、幅3.2cmの別の鉄板が上重ねされている。2段目の帯金の長さが足りなかったために継ぎ足された補充板であろう



第4図 西塚古墳および伝西塚古墳出土遺物実測図 武器、武具 (1/3)

か。3段目の帯金は、後方に0.6 cmほどずれた状態で錆着している。

前縁には革覆輪が施されている。革帯を折って前縁端部を包み、革紐で波縫いしたとみられるが、革紐の状況はほとんどわからない。3段目上端の革の一部が内面に回り込んでいるため、覆輪はここで終了していると考えられる。また、3段目の帯金はやや下にもずれていることから、本遺物の高さは現状の7.5 cm以上となり8 cm程度まで復元できそうである。このことから、現状の高さが本遺物の本来の高さに近いものと考えられる。

本遺物の結合技術は鉾留である。現状で確認出来る鉾もしくは鉾留孔は6ヶ所である。2段目帯金下辺には、直接結合に関与しない孔も3ヶ所認められる。6ヶ所の内訳は、1段目と2段目を結合する鉾列で、前縁端部付近から鉾の心々間約2 cmの間隔で4ヶ所認められる。また2段目の補充板と考えられる部材を結合するためと考えられる鉾列で2ヶ所が確認できる。2段目と3段目の結合状況は不明瞭である。鉾頭は直径0.6 cmの浅い半球形を呈するが、1段目上辺の鉾列のうち、前縁から3個目は鉾頭をつぶしているように見える。

なお、鉾留は残存する範囲で後方へは続いていかないように観察される。つまり、鉾留で固定されているのは前縁付近だけであったか、一定間隔を空けて数ヶ所でのみ結合されていた可能性が考えられる。

以上の所見をまとめると、本遺物は甲冑、あるいは甲冑付属具の一部である可能性が高く、付属具と考えた場合、3段構成以上の鍔である可能性が高いと考えられようか。また、前縁には衝角付冑の一部と考えられる破片が付着している。西塚古墳出土遺物ならば、小札鉾留衝角付冑に付属するものであろうか。

12～16は、11と同一個体である可能性の高い破片である。12、13は1段目の帯金と2段目の帯金との結合部付近と考えられる。12には鉾列が確認出来る。14は、幅が3.1 cmを測り、11の1段目の帯金と同じサイズであることから、その一部と考えられる。鉾留の明確な痕跡は確認できない。15、16は1辺のみ確認できる破片である。11を構成するいずれかの部材の一部であろう。17は2辺が確認できる。角は丸みをもって屈曲して、下辺は端部の幅0.3 cmが外側に屈曲する。鍔の一部であろうか。18は、強く湾曲する断面形状を呈する。矛の袋部や甲冑の一部である可能性が考えられるが、器種を特定するのは難しい。

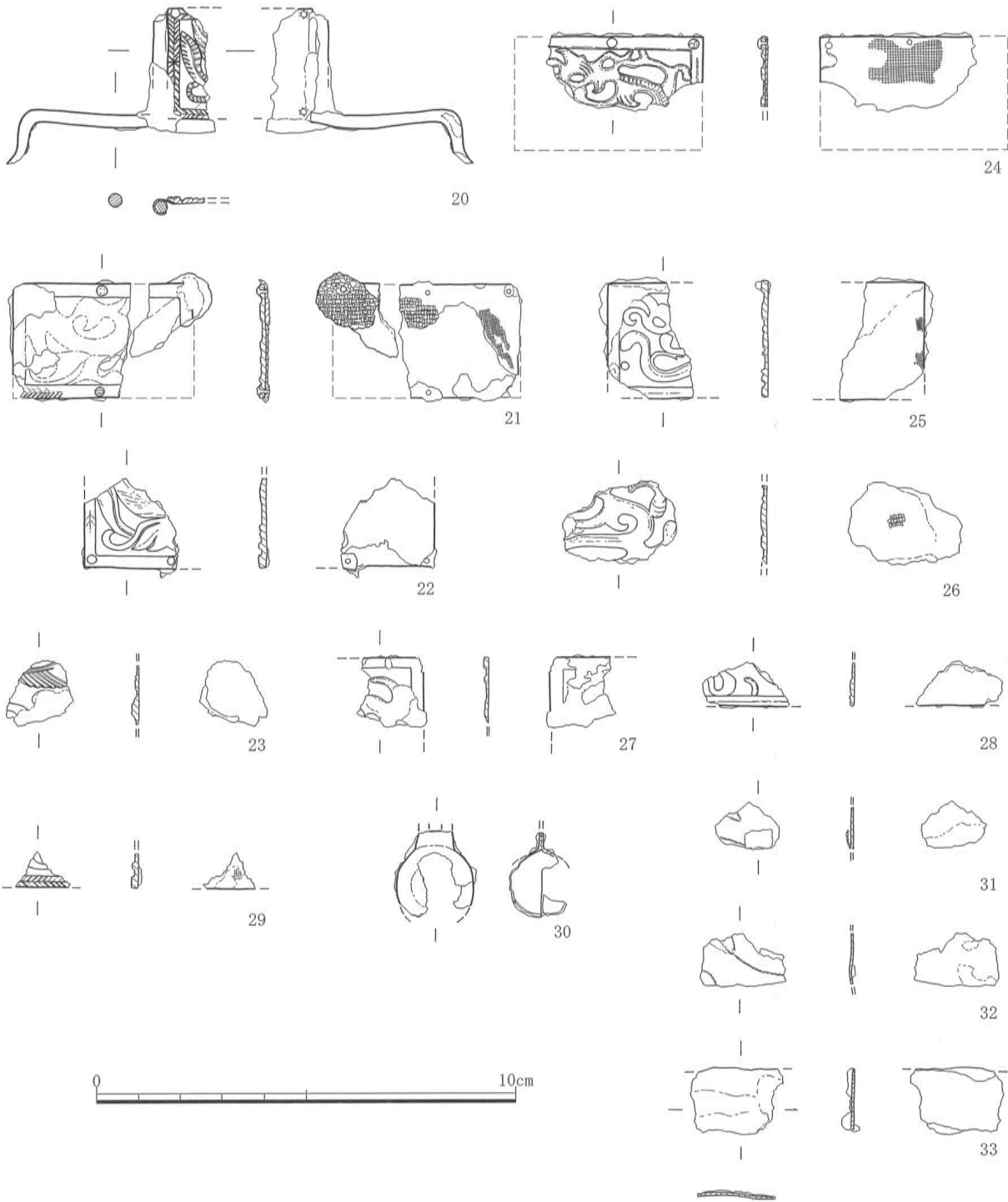
小札(第4図19)大きさが縦4.6 cm、横2.4 cm、厚さ0.1 cmを測る鉄製小札である。縁辺の一部を欠いている。穿孔位置はやや不明瞭ながら、上縁両端付近に各1ヶ所、中央付近両端に各1ヶ所、下辺両端付近に各2ヶ所の孔があると考えられる。表面には別の小札の錆着していた痕跡が認められる。

(3) 装身具(第5図)

帯金具(第5図20～33) 金銅製の帯金具である。復元される大きさが縦2.7 cm、横4.3 cm、厚さ1ミリほどの銅板に、タガネ彫りによって龍文と鳳凰文を透彫り風に立体的に彫り込み、鍍金を行っている。20は銜具である。銜板の左短辺に帯を通すために先端が楕円状に広がり、バックルとなる金具が付くが、大半が失われている。金具の直径は3ミリである。銜板そのものも大半が失われている。文様から鳳凰文と考えられる。緑青の表出が著しい。21～23は、鳳凰文を表現した銜板である。21の裏面には布が明瞭に残るが、まず目の細かい布が載り、その上に目の粗い布が重なっているように観察される。しかし、肉眼観察によるため、付着物と鏽の区別も容易ではない箇所が多く、現段階で確定することは困難である。銜板は、布ごと縁に打たれた直径2ミリほどの鉾6箇所により、かしめて留められている。24～29は、龍文を表現した銜板である。文様が異なる以外の所見は20～23と同様である。30は、銜板の下に付く鈴である。立間に沿って2つの半球形部材を接合して成形されている。緑青が全面を覆うが、わずかに鍍金を確認できる。31～33は、厚さ0.5ミリほどの薄い金銅板である。20～29までの銜板とは明らかに異なるものである。何本かの直線や曲線が蹴彫りで刻まれているが、どのような紋様になるかは不明である。これらの特徴から帯の先端につけられる飾板と考えられる。

(4) 小結

(1)～(3)に挙げた遺物のうち、西塚古墳出土遺物と確定できるものは、第4図に挙げた4、5の矛、7の鉄鏃、19の小札、及び第5図に示した帯金具である。武器、武具について言えば、本誌49での報告に



第5図 西塚古墳出土遺物実測図 装身具 (1/2)

加えて第4図で示したように、多様な器種、形態の武器、武具があるということと、上田氏の記録にも多様な武器の表記が見られることは、西塚古墳出土とする、現在の出土地分類との対応を示すと考えることもできる。また、複数の個体、器種が錆着により塊となっているものがあり、これらは比較的土石の錆着も顕著である(第4図8、9、11など)。西塚古墳出土遺物にも同様の状況であるものが少なからずあるため、出土状態の類似性などを参考にする限りでは、これらも西塚古墳出土遺物と考えたいところである。

しかし、再三述べるように武器、武具の類は、個体の特定が極めて困難な状況である。出土が確定できるものからは、西塚古墳における比較的豊富な武器、武具の存在を推測できることから、上記資料についても

積極的に評価したいが、一方で、無条件に出土遺物とすることもできない。あくまで出土の可能性あることを指摘するに留めておきたい。

総括

以上、西塚古墳出土遺物について、各種資料を比較検討することで、個体の確定、混入遺物の分別を行ってきた。その結果は、以下のようにまとめられよう。

- ① 1回目の調査(大正5年10月)で写真が残されているものについては、西塚古墳出土と確定できる。一方、出土が確認されるものの、一部に諸陵寮には収蔵されなかったものがある。2回目(大正7年7月)の調査で出土したものは、諸陵寮に収蔵されることはなかったようである。
- ② 福井県脇袋出土とされ、これまで帰属が確定していなかった『出土品展示目録 武器武具馬具』72の矛2点については、西塚古墳出土と確定してよい。

表7 復元される西塚古墳石室内出土遺物(副葬品)の構成

種類	名称	点数	『紀要』49	目録	備考
鏡	神人歌舞画像鏡	1	第1図1	古:94	
	変形三獣鏡	1	第1図2	古:95	
武器	直刀	2		武:55	点数は受領書から
	直刀	不明			大正7年上田三平の調査で出土
	矛	2	第2図3	武:72	
	劍(鎗?)	不明	第2図1・2・4?		上田報文の記録のみ
	鉄鏃	53以上	第2図5~8	武:56・57	現状では2束の塊と単体の破片
	鉄鏃	不明			大正7年上田三平の調査で出土
武具	横刃板鋌留短甲	1	第3図2・3	武:62	
	短甲	1			地板型式不明
	小札鋌留衝角付冑	1	第5図	武:60	
	眉庇付冑	1	第4図1・2	武:58・59	冑鉢地板型式不明(鉄地金銅張受鉢・鉄製伏鉢)
	付属具(頸甲・肩甲)	1	第3図1	武:61	
	付属具(小札)	4以上?	第4図3		本誌63第4図19
馬具	鉄地金銅張劍菱形杏葉	2	第6図1・2	武:67	
	鉄地金銅張辻金具	1	第6図3	武:70	
	鈴付鏡板付轡	1			大正7年上田三平の調査で出土。所在不明
	六花卉形金具	1			馬具の一部か。所在不明
装身具	ガラス勾玉	1	第8図1	装:104	
	碧玉製管玉	8	第8図2	装:105	
	緑色凝灰岩製管玉	45	第8図3	装:106	
	金銅製帯金具(鈴付き)	7以上	第9図3・4	装:110	本誌63第5図
	銀鈴	3	第8図4	装:109	
	銅鈴	7	第8図5	装:108	
	金製耳飾	2	第9図1・2	装:107	
農工具	鉄斧	1	第10図1		
その他	砥石	1	第10図4		
	朱				
	須恵器	1			記録に挙がる1点は特定できず
	土師器	2			記録に挙がる2点は特定できず

表に挙げた点数は、各記録を基にした現状の数であり、本来の点数を示すものではない。目録における古は出土品展示目録『古鏡』、武は同『武器武具馬具』、装は同『装身具』を示す。この表では個体数を示しているの、目録等の点数とは必ずしも一致しない場合がある。

③ 上田三平氏の報文、その後の金属製品保存処理に伴う整理結果、及び今回の検討結果などから考えて、特に刀剣など武器類と武具類は、出土時の状態が悪かったために器種認定と個体識別が難しく、結果的に書類上からは省略される傾向にあったことが考えられる。よって、豊富な武器武具類の存在を、記録上挙がるものについては器種としては認めてよいと考えるが、混入品がある以上、個体としては写真等で確定できたものを除き、「伝西塚古墳出土」として、一定の区分の上で取り扱わざるを得ない。今回、追加で報告を行ったものについても同様である。

④ いずれの記録にも残っていない遺物が、混入の可能性が高い遺物と考えられる。副葬品としての組み合わせに齟齬がなくとも、西塚古墳出土遺物とは切り離して考えるべきであろう。

①～④を総合することで、諸陵寮に収蔵された西塚古墳出土遺物(副葬品)の大半について確定でき、本来の構成もほぼ復元できたといえようか。改めて、各記録と書陵部所蔵品から考えられる本来の遺物(副葬品)構成の概要を表7、図版1で示した。

西塚古墳の出土遺物は比較的良質な一括資料であるため、これまでも展示会や論文等で利用されることがあった。しかし、再検討の機会をなかなか得られない時期が続き、その間、関係諸氏にはご不便をおかけしたが、ようやく一定の整理を行うことができた。今後、西塚古墳とその出土遺物の検討に際しての一助となれば幸いである。

なお、混入の経緯については明らかではない。遺物は収蔵後、皇居和田倉門にあった帝室林野局庁舎内に入っていた諸陵寮で保管されていたと考えられる。しかし、大正12年の関東大震災によって建物は大きな被害を受けて、所蔵品の一部が滅失するなどの被害が出ている。たとえば、土師器に関しては、大正15年の目録で8個になっており、他の遺物についてもこの段階で既に混入が生じていたと考えられる。大正15年以前に混在する状況が生じたきっかけは、関東大震災による混乱にあった可能性がもっとも高いと考えられるが、現在のところ、それを確定できるものではない。

今回の調査で、混入、あるいはその可能性のある遺物が省かれる結果となったが、これによって、出土遺物の構成から考えられていた西塚古墳の評価が、基本的に変わるものではないことを、最後に付言しておきたい。

註

- (1) 石室の詳細は、調査当時の写真や絵図とその注記、および報告の文章を読み解く以外に不明であるが、玄門部の写真が掲載された文献もあり(福井県立若狭歴史民俗資料館編1999)、構造の一端を知ることができる。
- (2) 「諸陵寮」の名称は、古くは奈良時代から見られる名称である(元治元年に再興～明治4年廃)。本稿で掲げる「諸陵寮」は、遺物の収蔵年代からも明らかなおお、明治19年から昭和21年までの期間に設置されていたものを指す。
- (3) 当時の古墳出土遺物の扱いや書陵部所蔵考古資料の形成過程に関しては、(笠野1997)に詳しい。
- (4) 鎌田正憲は、陵墓取調のため各地に出張して調査を実施していたようである。大正9年には四国各県で調査を行った記録が陵墓課に残っている。若狭を訪れたのも、この一連の調査である可能性が考えられる。
- (5) この写真は、(上田1916、1920、1933)に掲載されているものである。
- (6) 本報告中の遺物の名称は、基本的に本誌49中で使用したものに準じるが、一部誤りがあった名称については変更している。個体との対応関係については、各表に掲げた本誌49の図面番号や該当する『出土品展示目録』の番号を参照されたい。
- (7) (上田1916)中で「稜形細身の剣」という記述がある(表6)。これは記載されている長さや、刃部の幅(六分)と厚み(四分)のバランスから、矛のうち『武器武具馬具』72右の個体を指すと考えられる。出土状況の記述では「銚」と「劍」の両者を区別して認識しているが、一部に混乱がみられるようである。

- (8) 本誌 49 では輪鏡（鉄地金銅張、鉄板張）としたが、壺鏡などの可能性も考えられることから、西塚古墳出土遺物であるか否かと共に、器種認定についても再考の必要があろう。

引用・参考文献

- 入江文敏 2011 『若狭・越古墳時代の研究』、学生社。
- 上田三平 1916 「若狭国遠敷郡瓜生村西塚古墳」『考古学雑誌』第7巻第4号、考古学会。
1920 『若狭及び越前に於ける古代遺跡』福井県史蹟勝地調査報告 第1冊、福井県内務部。
1933 「西塚及附近の古墳」『越前及若狭地方の史蹟』、三秀舎。
- 笠野 毅 1997 「書陵部保管出土品の来歴と内容」『山陵の遺宝』宮内庁書陵部所蔵出土品選、毎日新聞社。
- 上中町教育委員会編 1975 『若狭上中町の文化財』、上中町教育委員会。
- 宮内庁書陵部陵墓課編 1976 『出土品展示目録 古鏡』、宮内庁書陵部。
1979 『出土品展示目録 装身具』、宮内庁書陵部。
1985 『出土品展示目録 武器武具馬具』、宮内庁書陵部。
1992 『出土品展示目録 古鏡』、宮内庁書陵部。
- 齋藤 優 1970 a 『西塚古墳の周辺発掘調査概報』、上中町教育委員会。
1970 b 『若狭上中町の古墳』、上中町教育委員会。
- 清喜裕二 1997 「資料紹介 福井県西塚古墳出土品調査報告」『書陵部紀要』第49号、宮内庁書陵部。
- 中司照世 1986 a 「西塚古墳」『福井県史』資料編13 考古-本文編・図版編-、福井県。
1986 b 「IV 古墳時代」『図説 発掘が語る日本史』第3巻(東海・北陸編)、新人物往来社。
1990 「若狭・越前」『古墳時代の研究』(地域の古墳Ⅱ 東日本)、雄山閣。
1993 「日本海中部の古墳文化」『新版 古代の日本』第7巻(中部)、角川書店
- 福井県立若狭歴史民俗資料館編 1999 『若狭の古代遺跡—発掘の成果と出土品—』(平成11年特別展図録)、福井県立若狭歴史民俗資料館。